東京都知事 (2)28385	ＮＩＳリース株式会社
高知県知事 (1)01506	武本企画

平成22年4月27日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
新潟県知事 (2)01509	ノクタンブル有限会社
岩手県知事 (5)00806	千商事

平成22年3月25日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（除名）

登録番号	商号、名称又は氏名
山口県知事 (2)01497	アピス
東京都知事 (3)23589	Ｔ．Ｍ商会
岡山県知事 (9)00606	有限会社山陽改発
神奈川県知事 (1)04985	マルヤ不動産　株式会社
兵庫県神戸県民局長 (3)12125	ニーズ・コーポレーション
宮城県知事 (6)01635	とうしん
長野県知事 (松1)01137	いずみ
神奈川県知事 (Ｎ３)04700	オオノコーポレーション
長崎県知事 (Ｎ北８)00289	新日本商会

公　聴　会

原子炉の設置に係る公開ヒアリングの開催

原子炉の設置に係る公開ヒアリングについて、件名、期日、場所、目的等を次のように告示します。

平成二十二年五月二十八日　　原子力安全委員会委員長　班目　春樹

一　件　名　東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置に係る公開ヒアリング（以下「公開ヒアリング」といいます。）

二　期　日　平成二十二年八月十一日（水）　午前九時から午後五時まで

三　場　所　東通村体育館（青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内五番地三十四）

四　目　的　公開ヒアリングの目的は、東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置の許可申請に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「炉規法」といいます。）第二十四条第二項の規定に基づき、炉規法第二十四条第一項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用について、経済産業大臣より原子力安全委員会が求められている意見をまとめるに当たり、当該原子炉の固有の安全性について地元住民の意見及び質問（以下「意見等」といいます。）を聴取し、これを参酌することにあります。

五　資料の縦覧

本件関係の資料は、以下の場所において縦覧することができます。

内閣府原子力安全委員会（東京都千代田区霞が関三丁目一番一号）
経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）
青森県庁（青森県青森市長島一丁目一番一号）
東通村役場（青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内五番地三十四）
むつ市役所本庁舎（青森県むつ市中央一丁目八番一号）
むつ市役所川内庁舎（青森県むつ市川内町川内四百七十七番地）
むつ市役所大畑庁舎（青森県むつ市大畑町中島百八番地五）
むつ市役所脇野沢庁舎（青森県むつ市脇野沢渡向百七番地一）
むつ市立図書館（青森県むつ市中央二丁目三番十号）
横浜町役場（青森県上北郡横浜町字寺下三十五番地）
六ヶ所村役場（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四百七十五番地）
上北地域県民局（青森県十和田市西十二番町二十番十二号）
下北地域県民局（青森県むつ市中央一丁目一番八号）
原子力公開資料センター（東京都千代田区霞が関三丁目八番一号　虎ノ門三井ビル二階）

六　意見等陳述のための応募方法等

1　応募の資格

開催期日において、次のいずれかの地方公共団体に引き続き三月以上在住する年齢満二十歳以上の方（以下「当該地方公共団体の住民」といいます。）

青森県下北郡東通村、青森県むつ市、青森県上北郡横浜町、青森県上北郡六ヶ所村

また、公開ヒアリングの目的に鑑み、陳述を希望する意見等の内容が当該原子炉の固有の安全性に関係しないものである場合は、応募することはできません。（そうした応募は無効とさせていただきます。）

2　応募の方法

公開ヒアリングに出席して意見等を述べることを希望する方は、別記様式第一により、住所（郵便番号を付記してください。）、氏名（ふりがなを付記してください。）、電話番号、年齢及び意見等の要旨（千二百字以内で、趣旨を明確にまとめてください。）を記載した原子力安全委員会委員長あての届出書を作成してください。

公開ヒアリングへの出席を他者（年齢満二十歳以上の方に限ります。）に委任して意見等を述べることを希望する方は、別記様式第二により、委任者の住所（郵便番号を付記してください。）、氏名（ふりがなを付記してください。）、電話番号、年齢及び意見等の要旨（千二百字以内で、趣旨を明確にまとめてください。）並びに出席する方の住所（郵便番号を付記してください。）、氏名（ふりがなを付記してください。）、電話番号及び年齢を記載した原子力安全委員会委員長あての届出書を作成してください。

届出書については、封筒の表に「公開ヒアリング意見等陳述要旨」の旨を必ず記載して、内閣府原子力安全委員会（郵便番号一〇〇－八九七〇　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号）あてに郵送してください。応募は、一人一通に限ります。

3　応募の締切り

平成二十二年六月二十七日（日）（当日の消印まで有効とします。）

4　結果の通知等

原子力安全委員会が届出人あてに通知します。

なお、届出のあった意見等の要旨の内容に同類のものがあるときは、当該届出人の中から公開ヒアリングに出席して意見等を述べる方及び公開ヒアリングへの出席を他者に委任して意見等を述べる方（以下「意見等陳述人」といいます。）を原子力安全委員会が選びます。

意見等陳述人及び意見等陳述人から公開ヒアリングへの出席を委任された方が意見等を述べることができる時間は、再質問をする時間も含め、原則として一人当たり合計十分以内といたします。なお、十分以上の時間の割当てを希望する場合は、届出書にその旨記入してください。原子力安全委員会が意見等の要旨を勘案の上、必要と認められる時間を割当て、届出人あてに通知します。

また、応募者の氏名、住所等の情報については、応募者の居住地の確認等のために地方自治体等の関係機関に提供させていただきます。（一般傍聴人についても同じ。）

七　一般傍聴のための応募方法等

1　応募の資格

当該地方公共団体の住民